

桐生市黒保根町生産物直売所 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

桐生市地域振興整備局

黒保根支所 地域振興整備課

目 次

1	指定管理者制度導入（公募）の趣旨	1
2	黒保根直売所の設置目的	1
3	黒保根直売所の概要	1
4	指定期間	1
5	管理運営の処理に必要な経費（指定管理料）等	1
6	応募資格	2
7	欠格事項	2
8	共同事業体による応募	2
9	応募手続	3
10	応募に関する留意事項	4
11	指定管理者の選定及び協定の締結	5
12	問い合わせ先及び応募書類提出先	6

桐生市黒保根町生産物直売所指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入（公募）の趣旨

桐生市では、桐生市黒保根町生産物直売所（以下「黒保根直売所」という。）の市民サービス向上及び管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年桐生市条例第 1 号）、桐生市農産物等直売施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年桐生市条例第 82 号）第 12 条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項は、黒保根直売所の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項とあわせて配布する業務仕様書と一体の資料とします。

2 黒保根直売所の設置目的

黒保根直売所は、国道 122 号沿いにあり、黒保根町内の活性化、観光振興、地域連携機能、休憩機能を併せ持ち、地域の活力を生み出す拠点として位置づけ、民間のノウハウやアイデアを活用することで、柔軟なサービス提供及び効果的な管理運営の推進を図るため、指定管理者制度を導入しています。将来的に更なる黒保根町発展のため事業計画等を策定し、市内事業者等との積極的な連携を図りながら指定管理者と市が一体となって取り組むこととしています。

3 黒保根直売所の概要

- | | | | |
|-----------|------------------------|-----------------------------------|--|
| (1) 名 称 | 桐生市黒保根町生産物直売所 | | |
| (2) 所 在 地 | 桐生市黒保根町下田沢 91 番地 4 | | |
| (3) 構造規模 | 生産物直売所（旧）木造平屋建て | 137.45 m ² | |
| | 生産物直売所（新）木造平屋建て | 231.87 m ² | |
| | 加工貯蔵施設 鉄骨造平屋建て | 273.24 m ² | |
| | 屋外トイレ 木造平屋建て | 33.16 m ² | |
| (4) 敷地面積 | 5397.69 m ² | うち第 2 駐車場敷地（借地）942 m ² | |
| | | 第 3 駐車場敷地（借地）352 m ² | |

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

5 管理運営の処理に必要な経費（指定管理料）等

- (1) 指定管理者は、市が指定する事業及び自主事業による収入等を自らの収入とし、管理運営の処理に必要な経費を賄います。
- (2) 市からの指定管理料の支払いはありません。

- (3) 毎年度の事業報告書及び収支報告書において、収入が支出を超えたときは、当該超過収入の10%以上で応募者の提案による率を指定管理者指定後に締結する年度協定書に定め、その率に相当する額（千円未満切捨て）を納付金として、市が指定する期日までに、市に納付していただきます。
- (4) 管理運営の実施により費用に不足が生じても、市は負担しません。

6 応募資格

応募できる者は、指定期間中に黒保根直売所を安全かつ円滑に管理運営することができ、黒保根町内に住所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とし、個人での応募はできません。

7 欠格事項

次に該当する法人等及び共同事業体は、指定管理者になることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権をしていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般指名競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生の手続をしている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員が、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (8) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している者
- (9) 公の施設（以下「施設」という。）を管理するにあたって、必要となる資格及び免許等を取得していない者
- (10) その他、桐生市長が指定管理者の候補者として選定又は指定管理者として指定することが適当でないと認める者

8 共同事業体による応募

共同事業体は構成団体を特定し、共同事業体の名称及び共同事業体内で代表となる法人等を定める必要があります。単独で応募した法人等は、共同事業体の構成団体として応募することができません。また、複数の共同事業体において、同時に構成団体となることはできません。

9 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和 7 年 7 月 15 日（火）から 8 月 18 日（月）まで

イ 桐生市ホームページ URL (<http://www.city.kiryu.gunma.jp/>)

※紙文書で配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、桐生市地域振興整備局黒保根支所地域振興整備課（以下「地域振興整備課」という。）の窓口で配布しますので、事前にご連絡ください。

(2) 現地説明会の実施

募集要項に関する説明及び現地の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等で現地説明会に参加しない法人等及び共同事業体は応募できませんので、必ず参加してください。参加人数は 1 法人等及び共同事業体につき 2 名以内とします。当日は募集要項等の配布はいたしませんので、各自でご持参ください。

ア 開催日時 令和 7 年 8 月 21 日（木） 午前 9 時から

イ 開催場所 桐生市黒保根町生産物直売所

ウ 参加申込 令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 5 時までに、「現地説明会申込書（様式 6）」に必要事項を記載し、E-mail で地域振興整備課までお申込みください。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項及び業務仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

ア 受付期間 閉庁日を除く、令和 7 年 7 月 28 日（月）

午前 9 時から 8 月 28 日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法 E-mail で「質問書（様式 7）」を地域振興整備課にお送りください。

なお、窓口及び電話での質問には応じられませんのでご了承ください。

ウ 回答方法 質問に対しては、令和 7 年 7 月 29 日（火）から 9 月 1 日（月）の期間に現地説明会参加者へ E-mail により回答いたします。なお、回答は本募集要項及び業務仕様書と一体のものとして効力を有するものとします。

(4) 応募書類の受付

ア 受付日時 令和 7 年 9 月 2 日（火）から 9 月 8 日（月）まで（閉庁日を除く）

受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 受付方法 応募書類は持参または郵送（必着）により提出してください。郵送の場合の送付先は本募集要項 6 ページに記載してあります。

ウ 受付場所 桐生市地域振興整備局黒保根支所 地域振興整備課 産業振興係

(5) 提出書類

	書 類 名	様式
	チェックリスト	
①	指定申請書（桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条）	様式第1号
②	指定管理者指定申請に係る誓約書	様式1
③	団体概要（共同事業体の場合構成団体ごとに記入）	様式2
	※1 共同事業体の場合 共同事業体構成団体表	様式2－2
	※1 共同事業体の場合 共同事業体結成の協定書等	－
④	事業計画書	様式3
⑤	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	
⑥	役員等氏名一覧表	様式4
⑦	法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）	
⑧	直近3か年の事業年度の決算書類（貸借対照表、財産目録及び損益計算書）	
⑨	直近3か年の事業報告書	
⑩	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 （納税証明書の種類は「その3の3」で提出すること。） 県税及び市税完納証明書 納税義務のない団体はその旨の申立書	様式5

注 官公署発行の証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。

(6) 提出部数 13部（正本1部、副本12部）

1.0 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

応募者は、選定委員会委員及び本件に関係する市職員に対し、本件提案についての接触を禁止します。

(2) 重複提案の禁止

提案は、1法人等及び共同事業体につき1案とします。なお、提案及び提出した書類の内容を変更することはできません。

(3) 法人等及び共同事業体職員以外による、以下の行為の禁止

ア 現地説明会への代理出席

イ 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

ウ 選定委員会への代理出席

- (4) 虚偽の記載をした場合の無効
応募内容に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 応募書類の取扱い
応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (6) 費用負担
応募に関して必要となる費用は応募者の負担となります。
- (7) 提出書類の著作権
市が提示する設計図書の著作権は市に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるとき、提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。
- (8) 提出書類の取扱い
提出された応募書類は、桐生市情報公開条例における公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は同条例に基づき市が決定します。
- (9) 追加書類の提出
市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (10) 応募の辞退
応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。

1.1 指定管理者の選定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の選定及び協定の締結までのスケジュールは、以下のとおりの予定です。

募集要項等の配布、説明会申込受付	令和 7 年 7 月 15 日（火）～8 月 18 日（月）
現地説明会	令和 7 年 8 月 21 日（木）午前 9 時
質問書の受付	令和 7 年 7 月 28 日（月）～8 月 28 日（木）
質問書の回答	令和 7 年 7 月 29 日（火）～9 月 1 日（月）
申請書の受付	令和 7 年 9 月 2 日（火）～9 月 8 日（月）
指定管理者の候補者の選定（ヒアリング等）	令和 7 年 10 月上旬
結果の通知	令和 7 年 10 月中旬
仮協定の締結	令和 7 年 11 月上旬
指定管理者の指定の議決	令和 7 年 12 月下旬
本協定の締結	令和 8 年 1 月下旬
業務の引継	令和 8 年 2 月上旬～3 月 31 日
指定管理者による業務開始	令和 8 年 4 月 1 日

- (2) 選定委員会の設置

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条に基づき桐生市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

(3) 選定方法・選定基準等

候補者の選定にあたっては、委員会において指定管理者選定基準に基づいて行います。選考にあたっては、応募者から提出された申請書類及びヒアリング等により総合的に評価して選考し、候補者を選定します。また、ヒアリングでは委員会による質疑応答を行いますので出席をお願いします。

なお、出席者は法人等及び共同事業の構成員のみ 3 名以内とし、出席に際しては身分証明書で確認させていただく場合があります。

候補者の選定結果は、各応募者に書面でお知らせするとともに、公表します。

総合評価の判断基準として、点数制を採用しますが、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

(4) 指定管理者の指定

地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定は、候補者を指定管理者として指定する議案を桐生市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。なお、市議会の議決が得られなかった場合については、当該施設に関わる業務及び管理の準備のため支出した費用等については一切補償しません。

(5) 協定の締結

ア 候補者と施設管理に係る細目について協議を行い、合意に至った後、「仮基本協定」を締結

イ 桐生市議会の議決後に仮基本協定に基づき、「本協定」を締結

ウ 毎年度、指定管理料の金額等に関する「年度協定」を締結

(6) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財政状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 2 問い合わせ先及び応募書類提出先

桐生市地域振興整備局 黒保根支所 地域振興整備課 産業振興係

〒376-0196 群馬県桐生市黒保根町水沼 182 番地 3

電話 0277-96-2113 (直通)

FAX 0277-96-2571

E-mail k-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp